

「治水経済調査マニュアル（案）各種資産評価単価
及びデフレーター（平成19年度（2007年度）公表分
～令和2年度（2020年度）公表分）」における
各種資産評価単価の訂正について

令和4年（2022年）12月

北陸地方整備局
富山河川国道事務所
利賀ダム工事事務所

各種資産評価単価の訂正

○国土交通省では、毎年度、家屋等に係る各種資産評価単価を算出する業務を発注し、その単価を河川事業等の事業評価や水害統計の水害被害額の算出に使用しています。

○既に公表されている「各種資産評価単価及びデフレーター（平成 19 年度（2007 年度）公表分～令和2年度（2020 年度）公表分）」における各種資産評価単価の誤りについて記者発表を行いました。

（国土交通省 水管理・国土保全局 令和4年8月1日 記者発表

URL : https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_001129.html

令和4年8月1日
水管理・国土保全局河川計画課

「各種資産評価単価及びデフレーター（平成 19 年度（2007 年度）公表分～令和2年度（2020 年度）公表分）」における各種資産評価単価の訂正について

各種資産評価単価（平成 19 年度（2007 年度）公表分～令和2年度（2020 年度）公表分）について、数値の一部に誤りがあることが判明し、訂正しましたのでお知らせします。

1. 訂正の概要

国土交通省では、毎年度、家屋等に係る各種資産評価単価を算出する業務を発注し、その単価を河川事業等の事業評価や水害統計の水害被害額の算出に使用しています。業務の受注者から提出された報告書に記載されている各種資産評価単価の数値の一部に誤りがあることが判明しました。

訂正後の各種資産評価単価等については別紙1のとおりです。

2. 各種資産評価単価の訂正に伴う個別公共事業評価への対応

個別公共事業評価（河川事業、ダム事業、砂防事業等、下水道事業、海岸事業、港湾整備事業の新規採択時評価及び再評価）では、各種資産評価単価を使用しています。この各種資産評価単価の訂正に伴う事業評価への影響については、別紙2のとおりです。

（連絡先）

○各種資産評価単価の訂正に関して

水管理・国土保全局河川計画課 河川計画調整室 篠田

TEL : 03 (5253) 8111 (内線 : 35-312) / 直通 : 03 (5253) 8445、FAX : 03 (5253) 1602

○各種資産評価単価の訂正に伴う個別公共事業評価への対応に関して

水管理・国土保全局河川計画課 白井

TEL : 03 (5253) 8111 (内線 : 35-353) / 直通 : 03 (5253) 8443、FAX : 03 (5253) 1602

各種資産評価単価の訂正

- 令和2年度に第2回庄川水系流域委員会で審議した事業では、「各種資産評価単価及びデフレーター（令和2年4月）」の令和元年資産評価額を用いて費用便益分析を実施しています。
- 訂正前後の資産評価単価の変化割合及び誤りの内容は以下のとおりです。

【訂正前後の資産評価単価の変化割合、誤りの内容】

訂正対象		訂正前後の資産評価単価 の変化の割合 平均値（最小～最大）	受注者による誤りの内容
表	資産評価単価		
第2表 1世帯当たり家庭用品 評価額 【全国消費実態調査（総務省）等を活用して算出】	平成30年 評価額	0.01%	他データの引用の誤り （自動車の最高価格を引用して入力する際、誤って最高価格ではない値を用いた）
第3表 産業分類別事業所従業者1人当たり償却資産評価額及び在庫資産評価額 【法人企業統計調査（財務省）、経済センサス—活動調査（経済産業省）等を活用して算出】	製造業、卸売業・小売業以外の2分類の在庫資産評価額	平成30年 評価額 -6.09% （-14.33%～2.15%）	他統計データの引用の誤り （法人企業統計調査の値を引用する際に、最新の値を用いず、誤って1年前の値を用いた）
	製造業、卸売業・小売業以外の15分類の在庫資産評価額	令和元年 評価額 0.08% （-13.48%～1.04%）	他統計データの引用の誤り （法人企業統計調査の値を引用する際に、最新の値を用いず、誤って1年前の値を用いた）
	卸売業・小売業の1分類の在庫資産評価額	平成30年 評価額 6.08% 令和元年 評価額 1.50%	計算式の変更漏れ、データの引用の誤り、消費税率の入力の誤り （計算式の変更漏れとともに、誤って1年前の値を用いた。また、経済センサス—活動調査から引用した値を税抜き額にする際、8%を差し引くべきところ、誤って5%を用いた）
第8表 1日当たり一般世帯清掃労働対価評価額 【賃金構造基本統計調査（厚生労働省）等を活用して算出】	令和元年 評価額	1.06%	対前年比率計算の誤り （2年間の評価額を比較して対前年比率を計算すべきところ、誤って1年古い評価額を用いた）

①

②

③

※第1表、第4表、第5表、第6表、第7表は訂正なし
 ※第2表は平成30年評価額のみ訂正

各種資産評価単価の訂正

＜単価の算出方法：治水経済調査マニュアル(案)別冊参考資料より抜粋＞

【第3表 産業分類別事業所従業者1人当たり償却資産評価額及び在庫資産評価額】

(2) 製造業以外（卸売・小売業を除く）

- ① 「平成30年度 法人企業統計調査」（財務省）における産業大分類別の棚卸資産額を同産業別の従業者数（＝役員数＋従業員数）で除して平成30年の従業者1人当たり在庫資産評価額を算出する。
- ② 令和元年の推計値の算出方法は、次のとおりである。
 - a. 令和元年の棚卸資産総額は、同年の売上高（国民総支出及びこれに占める売上高の割合により推計）に棚卸資産総額の売上高に占める割合を乗じて得た額であり、同時点の従業者数（「労働力調査」により推計）で除して従業者1人当たり在庫資産評価額を求め、伸び率を算出する。
 - b. ①により得た値に当該伸び率を乗じて算出する。
- ③ 金融・保険業、複合サービス事業及び公務の値は、サービス業の値と同一とした。

(3) 卸売・小売業

- ① 「平成28年 経済センサスー活動調査 卸売業・小売業に関する集計」（経済産業省）における産業中分類別の商品手持額を同産業別の従業者数で除して27年時点の従業者1人当たりの在庫資産額を算出する。なお、平成28年3月改正より、消費税分を除いて算出している。
- ② 平成30(令和元)年の推計値の算出方法は、次のとおりである。
 - a. 平成30(令和元)年の商品手持額（民間企業設備投資から推計）を従業者数（「労働力調査報告」の就業者数と「平成30年度 法人企業統計調査」の従業者数から推計）で除して、従業者1人当たり商品手持額を求め、伸び率を算出する。
 - b. ①により得た値に当該伸び率を乗じて算出する。

各種資産評価単価の訂正

訂正に関する各種資産評価単価 正誤表については以下のとおりです。

【資産評価単価 正誤表】

①他統計データの引用の誤り

令和2年4月公表					令和4年8月訂正				
第3表 産業分類別事業所従業者1人当たり償却資産評価額及び在庫資産評価額 (千円/人)					第3表 産業分類別事業所従業者1人当たり償却資産評価額及び在庫資産評価額 (千円/人)				
産業分類			在庫資産		産業分類			在庫資産	
大分類 符号	中分類 符号	産業名	平成30年 評価額	令和元年 評価額	大分類 符号	中分類 符号	産業名	平成30年 評価額	令和元年 評価額
C		鉱業、採石業、砂利採取業	3,083	2,801	C		鉱業、採石業、砂利採取業	3,083	2,827
D		建設業	3,483	3,164	D		建設業	3,483	3,194
E		製造業	4,808	4,662	E		製造業	4,808	4,662
	9	食料品製造業	1,649	1,599		9	食料品製造業	1,649	1,599
	10	飲料・たばこ・飼料製造業	8,254	8,004		10	飲料・たばこ・飼料製造業	8,254	8,004
	11	繊維工業	2,350	2,279		11	繊維工業	2,350	2,279
	12	木材・木製品製造業（家具を除く）	4,268	4,139		12	木材・木製品製造業（家具を除く）	4,268	4,139
	13	家具・装備品製造業	3,026	2,934		13	家具・装備品製造業	3,026	2,934
	14	パルプ・紙・紙加工品製造業	3,786	3,672		14	パルプ・紙・紙加工品製造業	3,786	3,672
	15	印刷・同関連業	1,052	1,020		15	印刷・同関連業	1,052	1,020
	16	化学工業	11,475	11,127		16	化学工業	11,475	11,127
	17	石油製品・石炭製品製造業	57,031	55,304		17	石油製品・石炭製品製造業	57,031	55,304
	18	プラスチック製品製造業	2,653	2,572		18	プラスチック製品製造業	2,653	2,572
	19	ゴム製品製造業	1,768	1,715		19	ゴム製品製造業	1,768	1,715
	20	なめし革・同製品・毛皮製造業	2,756	2,672		20	なめし革・同製品・毛皮製造業	2,756	2,672
	21	窯業・土石製品製造業	4,956	4,806		21	窯業・土石製品製造業	4,956	4,806
	22	鉄鋼業	13,518	13,109		22	鉄鋼業	13,518	13,109
	23	非鉄金属製造業	12,258	11,887		23	非鉄金属製造業	12,258	11,887
	24	金属製品製造業	2,897	2,809		24	金属製品製造業	2,897	2,809
	25	はん用機械器具製造業	6,069	5,885		25	はん用機械器具製造業	6,069	5,885
	26	生産用機械器具製造業	6,432	6,237		26	生産用機械器具製造業	6,432	6,237
	27	業務用機械器具製造業	4,567	4,429		27	業務用機械器具製造業	4,567	4,429
	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	4,190	4,063		28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	4,190	4,063
	29	電気機械器具製造業	4,887	4,739		29	電気機械器具製造業	4,887	4,739

各種資産評価単価の訂正

訂正に関する各種資産評価単価 正誤表については以下のとおりです。

【資産評価単価 正誤表】

- ①他統計データの引用の誤り
- ②計算式の変更漏れなど

令和2年4月公表					令和4年8月訂正						
			(千円/人)					(千円/人)			
産業分類			在庫資産		産業分類			在庫資産			
大分類 符号	中分類 符号	産業名	平成30年 評価額	令和元年 評価額	大分類 符号	中分類 符号	産業名	平成30年 評価額	令和元年 評価額		
F G H I	30	情報通信機械器具製造業	6,615	6,415	F G H I	30	情報通信機械器具製造業	6,615	6,415		
	31	輸送用機械器具製造業	3,869	3,752		31	輸送用機械器具製造業	3,869	3,752		
	32	その他の製造業	3,808	3,693		32	その他の製造業	3,808	3,693		
			電気・ガス・熱供給・水道業	4,851		4,406			電気・ガス・熱供給・水道業	4,851	4,447
			情報通信業	838		761			情報通信業	856	785
			運輸業、郵便業	1,054		957			運輸業、郵便業	903	828
			卸売業、小売業	2,352		2,534			卸売業、小売業	2,495	2,572
		50~55	卸売業	4,095		4,204		50~55	卸売業	4,033	4,157
		56	各種商品小売業	2,822		2,897		56	各種商品小売業	2,779	2,865
		57	織物・衣服・身の回り品小売業	2,336		2,398		57	織物・衣服・身の回り品小売業	2,301	2,371
		58	飲食料品小売業	483		496		58	飲食料品小売業	475	490
	59	機械器具小売業	3,439	3,531		59	機械器具小売業	3,387	3,491		
	60	その他の小売業	2,403	2,467		60	その他の小売業	2,367	2,440		
	61	無店舗小売業	1,250	1,283		61	無店舗小売業	1,231	1,269		
J		金融業、保険業	242	220	J		金融業、保険業	242	222		
K		不動産業、物品賃貸業	8,557	7,773	K		不動産業、物品賃貸業	8,557	7,846		
L		学術研究、専門・技術サービス業	532	483	L		学術研究、専門・技術サービス業	532	488		
M		宿泊業、飲食サービス業	113	102	M		宿泊業、飲食サービス業	113	103		
N		生活関連サービス業、娯楽業	206	188	N		生活関連サービス業、娯楽業	206	189		
O		教育、学習支援業	160	146	O		教育、学習支援業	160	147		
P		医療、福祉	120	109	P		医療、福祉	120	110		
Q		複合サービス業	242	220	Q		複合サービス業	242	222		
R		サービス業	242	220	R		サービス業	242	222		
S		公務	242	220	S		公務	242	222		

各種資産評価単価の訂正

＜単価の算出方法：治水経済調査マニュアル(案)別冊参考資料より抜粋＞

【第8表 1日当たり一般世帯清掃労働単価評価額】

1. 平成30年の評価額は、「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）の港湾荷役作業員（男）とビル清掃員（男）の値をもとに以下の方法により算出した。
 - ① 所定内給与額を所定内実労働時間で除して、1時間当たりの給与額を算出する。
 - ② ①の1時間当たりの給与額に8時間を乗じて、1日当たりの給与額を算出する。
 - ③ 港湾荷役作業員（男）とビル清掃員（男）の1日当たり給与額に対し、1：2の重みをつけて加重平均を行い、平成30年評価額とする。

2. 令和元年評価額は、以下の方法により算出した。
 - ① 平成26年～30年について、1日当たり一般世帯清掃労働対価評価額の対前年伸び率を算出する。
 - ② ①の5ヶ年平均値を平成30年の1日当たり一般世帯清掃労働対価評価額に乗じて令和元年値とする。

各種資産評価単価の訂正

訂正に関する各種資産評価単価 正誤表については以下のとおりです。

【資産評価単価 正誤表】

③対前年比率計算の誤り

第8表 1日当たり一般世帯清掃労働対価評価額

【令和2年4月公表】

(円/日)

平成30年評価額	令和元年評価額
11,330	11,395

【令和4年8月訂正】

(円/日)

平成30年評価額	令和元年評価額
11,330	11,516